

大阪市規則第103号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則（平成14年大阪市規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第2条関係） 一般財団法人大阪マラソン財団 一般財団法人道路管理センター [略]	別表第1（第2条関係） 一般財団法人道路管理センター [同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年9月1日から施行する。